

全日本学生ラート競技選手権大会 規定演技採点に関する確認事項 2017

全日本学生ラート競技選手権大会
技術委員会

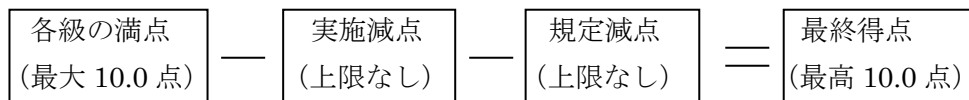
全日本学生ラート競技選手権大会、規定演技の部における採点規則を以下に記載する。

「全日本学生ラート競技選手権大会規定演技採点に関する確認事項 2016」における加筆および変更部分を、下線で示している。また、ルール改定に至った経緯や、具体例を提示しての、より詳細な説明については、別紙「全日本学生ラート競技選手権大会 ルール改定に伴う補足資料 2017」に記述する。

1. 直転・斜転

1.1. 直転・斜転の採点方法

審判は、実施審判および、規定審判より構成される。規定審判は、規定演技として定められた各運動が成立しているかを判断する審判である。各級で定められた満点より、実施審判の減点及び、規定審判の減点を行い、最終得点を決定する。



実施審判は、「ラート競技採点規則 2016」に則り、減点を行う。ただし、運動数不足に対する減点は、実施審判は行わない。規定審判は、最終的に認められなかった（不成立の）運動1つにつき0.8の減点を行う。また、最初から構成に含めなかった運動がある場合には、運動1つにつき0.8の追加の減点を行う。余剰回転に対する固定減点は実施審判ではなく、規定審判が行い、実施審判は余剰回転に対する実施減点を行う。余剰回転の採点方法に関する詳細は「2.2. 余剰回転」に記す。

以下に採点例を示す。

規定の運動が成立しなかったが落下はしておらず、そのまま続けた場合、

→実施審判の減点 0.0~0.5（姿勢減点など）と規定審判の減点 0.8

規定の運動で落下して、次の運動から再開した場合、

→実施審判の減点 0.8（大減点）と、規定審判の減点 0.8

規定の運動では落下したが、もう一度その運動から再開して成功した場合、

→実施審判の減点 0.8（大減点）と、再開した運動の実施減点

規定の運動を最初から構成に含めず演技を行った場合、

→規定審判の減点 1.6（不成立の減点 0.8 と、最初から演技構成に入れなかったこ

とに対する追加の減点 0.8)

※規定の運動を最初から構成に入れなかったのか不明瞭な場合（演技の中断の前後などの場合）、規定審判は実施審判と協議して減点を決定することができる。

※規定と異なる運動を 3 回以上行っても主審が演技を中止させることはしない。（「ラート競技採点規則 2016」の「3.7.3 演技の中止」にあたる場合のみ主審は演技を中止させる。）

※規定演技において、連続する 2 運動の順序を入れ替えた場合、その 2 運動は不成立とする。

※振りとび下り（A 難度）を行って演技を終了した場合、最終得点 0.2 点以上が保障されることとする。

1.2. ベルトの締め直しに対する減点

手を使ってベルトの締め直しを実施した場合、演技が完全に中断する訳ではないため大減点としては扱わないが、ベルトを締め直さずに演技を実施するという技術取りの重要性を考慮し、規定審判による規定減点 0.3 と実施審判による姿勢減点 0.5 の計 0.8 という大減点相当の減点をとる。ただし、1 ユニットの中でベルトの締め直しに対する減点をとるのは 1 度のみとする。また、1 回の演技の中でベルトの締め直しを 3 回以上行っても主審が演技を中止させることはしない。

2. 斜転に関する確認事項

2.1. ユニットの区切り

実施審判は「ラート競技採点規則 2016」に則って採点を行うが、本大会の規定演技においては、『姿勢変化を行って新しい運動に入ったとき、そこでユニットを区切る。』というルールを追加する。

例) 4 級

大斜転・側方回転	3 回転
大斜転・側方回転片手	2 回転
大斜転・側方回転リンググリップ握り	2 回転
大斜転・側方回転	2 回転
振りとび下り	

と演技したときには、運動の区切りがずれてしまうが、それを回避するためである。したがって、大斜転においては以下のいずれかに当てはまる場合にユニットを区切る。

<大斜転のユニットの区切り>

- ・同じ姿勢のまま 2 回転をした場合
- ・姿勢変化を行って新しい運動に入った場合（本大会独自のルール）
- ・2 回転に満たずに回転面の切り返しを行った場合
- ・申請をして予備回転の 1 回転を行った場合
- ・大減点／中断があった場合

- ・ 大斜転から小斜転への移行の動作に入ったとき
- ・ 大斜転からのラートの立ち上げの動作に入ったとき

2.2. 余剰回転

2.2.1. 余剰回転の定義

本大会の規定演技においては、以下のものを余剰回転と定め、本大会独自の採点方法をとる。

- ・ 演技開始時、1つ目の運動に直接入れなかったために生じた1回転以上の大斜転
- ・ 次の運動に直接つなげることができなかったために生じた1回転以上の大斜転または小斜転
- ・ 演技中断後、演技再開時に次の運動に直接入れなかったために生じた1回転以上の大斜転（主審に予備回転の申請をしていない場合）
- ・ 予備回転1回転の後、次の運動に直接入れなかったために生じた1回転以上の大斜転（主審に予備回転の申請をした場合）
- ・ 規定と異なる運動での1回転以上の大斜転または小斜転
- ・ 5秒を超える小斜転の運動
- ・ 大斜転から小斜転への移行、立ち上げ時の4回以上のラート回転
- ・ 小斜転から大斜転へ移行時の6回以上のラート回転

また、大斜転の余剰回転は「2.1 ユニットの区切り」に従い、1回転または2回転でユニットを区切る。

2.2.2. 余剰回転の分類

本大会では、余剰回転を“規定通りの運動を実施する中で生じた余剰回転”と“規定と異なる運動での余剰回転”の2つに分類し、それぞれ異なる減点方法を定める。規定通りの運動から次の運動に入るという動作に級の技術取りがあるという考えから、上記の2つの分類に基づき、減点に差をつける。分類方法は以下のとおりである。

(i). 規定通りの運動を実施する中で生じた余剰回転

規定通りの運動を実施し、その運動が成立したが規定の回転数または秒数を超えてしまった場合、その超過分を“規定通りの運動を実施する中で生じた余剰回転”とする。

例 1) 5級の演技で側方回転を5回転した時の、5回転目の側方回転。

例 2) 1級の演技でフリーフライ2回転で側方回転・後傾に入ることができず、フリーフライ3回転を行ってから側方回転・後傾に移行した時の、3回転目のフリーフライ。

例 3) 3級の演技で5秒を超える小斜転（両ベルト）

(ii). 規定と異なる運動での余剰回転

規定と異なる運動を実施した場合、“規定と異なる運動での余剰回転”とする。

例 1) 5 級の演技で側方回転 4 回転を行った後に片手側方回転 2 回転を行った時の片手側方回転 2 回転

例 2) 1 級の演技開始時、フリーフライに入るために挿入した 1 回転以上の側方回転

例 3) 1 級の演技でフリーフライから側方回転・後傾に直接入ることができず、フリーフライと側方回転・後傾の間に挿入した 1 回転以上の側方回転・前傾

例 4) 5 級または 4 級の演技中に実施した小斜転

2.2.3. 余剰回転に対する減点方法

規定通りに演技することを重視するという考えに基づき、大斜転の余剰回転に対しては、規定減点（固定減点）だけでなく、実施減点もとる。小斜転に対しては余剰回転5秒ごとに規定減点（固定減点）をとる。ただし、小斜転の余剰回転に対して実施減点はとらない。

“規定通りの運動を実施する中で生じた余剰回転”と“規定と異なる運動での余剰回転”それぞれの減点方法を以下のように定める。ただし、大斜転から小斜転への移行、立ち上げ時の 4 回以上のラート回転、および、小斜転から大斜転へ移行時の 6 回以上のラート回転に対しては (i)、(ii) の分類に関わらず、規定減点 0.2 をとり、実施減点はとらない。

(i). 規定通りの運動を実施する中で生じた余剰回転

(ア) 大斜転の場合

余剰回転1回転につき、規定審判が規定減点0.2をとり、余剰回転1ユニットにつき、実施審判が実施減点をとる。

例) 余剰 1 回転の場合…余剰回転 1 回転に対する規定減点 0.2 と余剰回転 1 ユニットに対する実施減点をとる

余剰 2 回転の場合…余剰回転 2 回転に対する規定減点 0.2×2 と余剰回転 1 ユニットに対する実施減点をとる

※余剰回転 2 回転で 1 ユニットの状況を想定

余剰 3 回転の場合…余剰回転 3 回転に対する規定減点 0.2×3 と余剰回転 2 ユニットそれぞれに対する実施減点をとる

※余剰回転 2 回転で 1 ユニットの状況を想定

(イ) 小斜転の場合

小斜転が5秒を超えた場合、超過分に対して5秒ごとに規定減点0.2をとる。ただし、余剰回転に対する実施減点はとらない。

(ii). 規定と異なる運動での余剰回転

(ア) 大斜転の場合

余剰回転1回転につき、規定審判が規定減点0.5をとり、余剰回転1ユニットにつき、実施審判が実施減点をとる。

例) 余剰 1 回転の場合…余剰回転 1 回転に対する規定減点 0.5 と余剰回転 1 ユニットに対する実施減点をとる

余剰 2 回転の場合…余剰回転 2 回転に対する規定減点 0.5×2 と余剰回転

1 ユニットに対する実施減点をとる

※余剰回転 2 回転で 1 ユニットの状況を想定

余剰 3 回転の場合…余剰回転 3 回転に対する規定減点 0.5×3 と余剰回転

2 ユニットそれぞれに対する実施減点をとる

※余剰回転 2 回転で 1 ユニットの状況を想定

(イ) 小斜転の場合

小斜転5秒ごとに規定減点0.5をとる。ただし、余剰回転に対する実施減点はとらない。

3. 跳躍

「ラート競技採点規則 2016」に則って採点を行う。ただし、実施減点の上限は定めない。

4. 実施点の許容範囲

規定演技の採点では、実施減点に上限が無く、級および跳び方によって満点が異なるため、実施点の許容範囲について次のように定める。

実施点の 2 つの中間点の実施減点の差（実施審判が 2 名の場合は、実施点の最高点と最低点の実施減点の差）が、以下の基準を超えた場合、主審は各審判員を招集し、採点調整をしなければならない。

<u>許容範囲</u>	<u>実施減点</u>
<u>0.2 点</u>	<u>0～0.5 点</u>
<u>0.3 点</u>	<u>0.55～1.0 点</u>
<u>0.5 点</u>	<u>1.05～2.0 点</u>
<u>0.8 点</u>	<u>2.05～3.0 点</u>
<u>1.0 点</u>	<u>4.0 点以上</u>

以上